

千葉市公告第141号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年2月19日

千葉市長 神谷俊一

1 競争入札に付する事項

(1) 委託名

千葉中央コミュニティセンタープロパティマネジメント業務委託

(2) 委託場所

千葉市中央区千葉港2番1号(千葉中央コミュニティセンター)

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)による指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む。)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者で当該特別徴収を行っていないもの

(3) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者であること。

(4) 平成30年度以降に、事業用不動産(住居用不動産を除く)で、3,000㎡以上のプロパティマネジメント業務を元請として12か月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課運用調整第一班

電話 043-245-5083

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 申出書等の配布 千葉市「入札情報等」ポータルページ

(<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujocho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日から令和6年2月27日(火)までに前記3の契約事務担当課に持参または郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、令和6年2月27日(火)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書の交付

前記4(1)と同様、千葉市「入札情報等」ポータルページ

(<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujocho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 開札の日時 令和6年3月12日(火)午後2時00分

※ 郵送の場合は、令和6年3月11日(月)午後4時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。

(2) 開札の場所 千葉市新庁舎高層棟3階 L会議室305

(3) 入札方法

総価を入札書に記入すること。

<留意事項>

- ・郵送による提出は、書留郵便によらない場合は失格とする。
- ・期限までに提出先に到着しない場合は失格とする。
- ・郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。
- ・入札書等は、二重封筒(内封筒及び外封筒)により提出、送付すること。
- ・内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)すること。
- ・入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

(4) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、最低制限価格に満たない応札をした者は失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (5) 本委託に係る令和6年度予算が議会の議決を得られない場合は、契約手続を中止する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。